

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

品川区

2 構造改革特別区域の名称

小中一貫特区

3 構造改革特別区域の範囲

品川区全域

4 構造改革特別区域の特性

子ども達を巡り、学力問題をはじめさまざまな問題が露見してきており、社会の変化に学校教育が対応できていないのではないかという声が起きつつある中、本区では平成 12 年度から、公立学校の質の向上を目指し、「明るく楽しい学校づくり」「夢と力をはぐくむ学校づくり」をスローガンに、区立小・中学校における学校選択制と、特色ある学校づくりを柱とする教育改革「プラン 21」を、区を挙げて推進している。

区内には、区立小学校 40 校、区立中学校 18 校があり、小学校は 40 校を 4 つのブロックに分け、その中で新一年生が自由に選択できる学校選択制を平成 12 年度から全国に先駆けて実施しており、中学校についても翌 13 年度から、区内全 18 校の中から選択できる学校選択制を実施している。これは、より子どもに適した教育を受けさせたい、行きたい学校を選びたいという保護者・児童の願いにこたえとともに、学校に対し、選ばれるために、学校自らが、学校を変革していこうとするインセンティブを与えるものである。

また、同じく平成 12 年度から、特色ある学校づくりを推進してきているが、例えば、基礎・基本の定着を図るため、習熟度に応じた学習集団に分けて指導を行う「習熟度別学習」や、小学校で「教科担任制」を取り入れたり、中学校で介護・福祉を学ぶ「福祉教育」の推進校等を設けるなどして取り組んできている。また、外国人英語講師（ALT）から生きた英語を学ぶ「小学校における英語学習」については、全区立小学校で実施している。

さらに平成 14 年度からは、学校の取り組みの成果を外部の方々に評価していただき、それを反映させた学校にしていく、外部評価者制度を実施している。

このように、学力の定着や社会性、人間性の育成という目標に向けて、校長を中心

に教員が共通の経営目標をもち、なかなか変わらないといわれてきた学校を内側から変え、説明責任を果たしかつ社会の要請に応える学校として質的向上を図ることが、本区の教育改革の目指すところである。

これら教育改革「プラン 21」を推進してきている中で、それぞれの取組みを発展させたものが小中一貫校である。

小学校から中学校への接続の問題を考えた時に、小学校と中学校には文化や風土の違いといったものがあり、進学に際して問題を抱える子どももいることから、同じ教育観のもとで継続して指導することにより教育的効果を高めることを目指し、本区では、平成 12 年度、「プラン 21」のスタート当初より「小中連携教育」推進校を定めて取り組んできた。現在「小中連携教育」に取り組んでいるのは、次の 7 組の区立小・中学校である。（品川小学校—城南中学校、鈴ヶ森小学校—鈴ヶ森中学校、中延小学校—荏原第二中学校、大間窪小学校—荏原第三中学校、小山小学校—荏原第六中学校、八潮小学校—八潮中学校、八潮南小学校—八潮南中学校）

「小中連携教育」推進校では、合同の学校行事や部活動体験等のほか、小学校と中学校の教員が合同でカリキュラムの見直し、教材開発や授業改善に取り組んだり、中学校の教員が、小学校の英語や算数、理科の少人数学習集団や課題別学習集団の指導をしたり、体育や音楽、図工・美術、家庭科教員が相互訪問指導を実施するなどの取組みがされている。

例えば算数・数学について小中連携教育に取り組んだ事例では、中学校の数学における子どものつまずきがどこにあるのかを小学校の段階まで遡って検討し、そこから指導改善を図ったところ、数学の基礎学力の向上がみられたとの結果が出ている。このほか、各教員の児童・生徒理解が深まり、それぞれの学校が抱えている学習や生活指導上の問題について、共通理解がもてるようになるなどの成果がみられる。しかしながら実際問題として、相互の交流活動に止まっているところがあること、連携している教科以外への広がりがみられないなど、学校が別々であることからくるさまざまな課題があることも明らかになってきている。

そこで、小学校と中学校の垣根を取り去り、9 年間を見通し一貫したカリキュラムを編成・実施し、のびのびした学校生活のなかで、子どもの個性と能力の伸長を図る小中一貫校を開設することとした。

1 校目としては、平成 18 年度開設を目途に、大崎地区にある区立第二日野小学校と区立日野中学校が開設準備を進めており、小中一貫教育について文部科学省の研究開発学校の指定を平成 14 年度から受け、既に研究開発・実践に取り組んでいるところである。計画初年度（平成 14 年度）は、基本的なコンセプトの検討・作成等や実践も行

い、小学校と中学校の教員が合同で研究組織を作り、習熟度別学習を踏まえた学習単元の再編成や課題別学習、小学校１年生からの英語活動等に取り組み、学習面や生活指導面での成果が見られている。

学校選択制を実施している本区としては、１校に止まらず、より多くの希望者が小中一貫校で学べるようにするため、将来的には各地区に１校程度開設し、小中一貫校と従来からある小・中学校とを選択できるようにしたいと考えており、地域バランスを考慮し、２校目として大井地区に小中一貫校を開設することとした。

大井地区における小中一貫校では、大崎地区小中一貫校の成果も反映させ、平成１６年度より学習指導要領を弾力的に運用した教育活動を実施する予定である。

なお、本区の小中一貫校は、教育課程編成上の特長として、小学校と中学校の９年間を、児童・生徒の実態や発達の視点等から、４年・３年・２年のまとまりとして捉え、柔軟な教育課程の編成を行うこととしており、５年生以上は個性や能力を伸ばす「ステップアップ学習」を取り入れるほか、社会規範や倫理観など、時代を超えても変わらない価値や、主体的に行動できる力を育て、自己を生かす能力と社会性を身に付けるための新たな学習として「市民科」を設けることとしている。

１校目となる大崎地区小中一貫校は、文部科学省の研究開発学校の指定を受けているが、この制度は、学校における教育実践の中から提起されてくる教育上の課題や急激な社会の変化・発展に伴って生じた学校教育に対する多様な要請に対応するため、学習指導要領等現行の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程、指導方法を開発していこうとするものである。

２校目の大井地区小中一貫校は、大崎地区小中一貫校の成果を反映して、他地区に具体的に拡大、定着させていくという全区展開を担う重要な役割をもっている。

また大井地区の小中一貫校も、大崎地区と同様に施設面や学校運営等についても一貫した学校とすることから、区立小学校を移転し区立中学校と併せて改築する予定で、本年度から着手し、基本設計・実施設計、２年程度の工期を経て、平成１９年４月の開設を予定している。

５ 構造改革特別区域計画の意義

小学校から中学校に進学する段階での子どもたちの現状をみると、学校における生活上のきまりや学習内容、指導方法などに大きな違いがあり、不安や戸惑いを感じる子どももいること、また、小学校で認められた個性や能力、興味・関心を継続して伸ばしにくいなど、課題があることが指摘されている。また現在の小学校・中学校が、学習・生活指導面で、必ずしも子どもの成長や発達の実態に合っているとはいえない

面がみられる。

そこで、小学校からスムーズに中学校生活になじめる学校をめざし、9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で、確かな学力を身に付けるとともに、一人一人の個性や能力を伸ばしていく小中一貫校を開設することにした。

9年間の教育課程を編成するにあたり、子どもの実態や身体面・思考面の発達の視点、そして教育心理学や脳科学の成果なども参考に検討した結果、小学校と中学校の垣根を取り去り、9年間一貫したカリキュラムを、4年、3年、2年のまとまりで編成・実施する。

小中一貫校が目指す姿は次のとおりである。

小学校、中学校という校種の違いから生ずる子どもたちの心理的負担を軽減し、ゆとりのある安定した生活を送ることができる学校

9年間を見通して、子どもの多様な資質や能力を伸ばす系統的・継続的な学習環境や心の教育、生活指導と関連づけた生き方指導を展開することができる学校

異年齢集団による活動や社会とかかわる活動を通して、豊かな社会性や人間性を育てる学校

これまでも本区は、教育改革を進め特色ある学校づくりを展開してきたが、小中一貫校は、現在の小学校・中学校が抱える課題に少しでもこたえていくために、旧態依然とした在り方から脱却し、一人一人の個性や能力を伸ばす柔軟な教育を多様に展開していこうとするものである。

公立小学校、中学校の多様化を図るとともに、それぞれの質的向上に努め、学校教育全体を社会の要請に応えるものにしていくことが重要であり、そうした使命をもって全ての学校が、教育内容や教育方法、生活指導を含め学校改善に努めていくことが、現在学校が抱えている学力問題や不登校といった諸課題の解決に大きく寄与することとなる。

また、本区が企図するのは、9年間一貫した教育課程のみならず、学校運営や施設面など全ての面について教育課程に対応し一貫した学校であり、これを1校のみならず各地区展開を目指すことは、公立小・中学校の新しいあり方として、他に与える影響は多大なものがある。

6 構造改革特別区域計画の目標

小中一貫特区として本区が目指すのは、文部科学省の研究開発学校の指定を受けて、教育課程の研究開発を含め準備を進めている1校目の大崎地区小中一貫校に続き、そ

の成果を反映させて大井地区の小中一貫校について、構造改革特別区域研究開発学校として教育課程の研究開発と実践を行っていき、2校の小中一貫校としての実践と検証を重ねた上で、他の地区にも展開を図っていくことである。各地区に一体型的小中一貫校開設を目指しつつ、施設等が別々で、4年・3年・2年のまとまりに配慮した小中一貫の教育課程を実践する小・中学校も並行して実施していく。平成20年度までに、特例を活用して、一体型的小中一貫校と分離型的小中一貫教育実施校を合わせて4～5か所程度、各地区に概ね1か所程度で実施する予定である。

その上で、どの学校も一律一様であった状況から、学校選択制を踏まえて、従来からある小学校・中学校に加え、小中一貫校、小中連携校といった多様な小・中学校を選択できるようにしていく。

この中では、従来型の小学校、中学校についても、小中一貫校の実践から得られた成果を反映させるなど、教育課程についての改善、工夫を絶えず行っていかなければならない。

このように、小中一貫特区として、本区は、学校選択制のもとで、各地区に小中一貫の教育課程を実践する小中一貫校を配置するとともに、小中連携校の取組みも各地区で継続発展させ、かつ従来からある小学校・中学校についてもそれぞれの特色づくりを進めつつ一貫校の成果も反映し、区民の多様なニーズにこたえるよう、多様な学校を展開する。

このことを通し、区立学校全体を質的に向上させ、現在の学校教育が抱える諸課題を克服し、公立小・中学校の信頼回復を図る。また、本区が教育目標として掲げる「互いの人間性と人権を尊重し、思いやりの心と規範意識をもって、進んで地域社会に貢献できる人間の育成」「自ら学び実践することができる、個性と創造力豊かな人間の育成」を目指す。

大井地区における小中一貫校は、認定を受け、実施校が決まり次第、両校が研究開発に着手し、平成16年度より学習指導要領を弾力的に運用した教育活動を実施する予定である。

なお、小学校と中学校の施設も一体化し改築することから、本年度基本設計を行い、16年度実施設計、17～18年度工事を経て、19年度開設を予定している。平成19年度からは施設や学校運営も一体のものとしてスタートさせ、一人の校長のもと、複数の教頭、主幹および4年・3年・2年のまとまりに対応した教員を配置し、新たな教育課程を本格実施するとともに、新しい形での校務運営を展開していくこととなる。

小学校や中学校が現在抱えている課題の克服を目指して小中一貫校を複数開設することにより、学校選択制の選択肢を拡大し、保護者や児童・生徒の多様なニーズにこたえることとなる。また、全ての学校が、確かな学力を身に付けるとともに、一人一人の個性や能力を伸ばしていくための質的改善を目指すことで、学校教育上の課題である学力の定着、向上や、不登校の児童・生徒の減少につながることが期待される。

不登校の児童・生徒数は、平成 12 年度には小学校は 40 人、中学校は 160 人を超えていたが、教育改革に取り組んで 4 年、その数は年々確実に減少し、現在は 1 ～ 2 割減となっている。小中一貫校を複数開設し、そのカリキュラムが完全に機能し始める平成 20 年度までに 1 / 3 程度減少させ、さらにその研究成果が小中連携校や既存の学校に生かされていく平成 25 年度には、小中一貫校を中心にこの数を限りなく 0 に近づけていくことを目標とする。

このほか施設も改築し一体化することから、地域経済の活性化にも寄与するものである。

さらには、新しい学校づくりをはじめとする教育改革を進めていることへの評価も含めて、本区へのファミリー層の転入、定着といった効果も期待される。

8 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)文部科学省 研究開発学校制度

大崎地区にある第二日野小学校と日野中学校で、小・中学校の 9 年間を 4 年・3 年・2 年のまとまりで教育課程を編成する小中一貫教育について、平成 14 年度から研究開発学校の指定を受け、実践をはじめている。中学校を移転し小学校と併せて小中一貫校として改築し、平成 18 年 4 月の開設を予定している。

(2)品川区の教育改革「プラン 21」

学校選択制

新 1 年生が行きたい学校を選べるようにするとともに、学校が選ばれる学校になるための内なる変革を目指して、小学校は平成 12 年度から、中学校は翌 13 年度から学校選択制を実施している。この制度を利用して、従来の通学区域以外の学校に希望申請する人は、毎年増えてきている。

外部評価者制度

学校外部からの評価を反映させた学校にしていくために平成 14 年度から実施しているもので、区立小中学校全 58 校に外部評価者委員会を設置し、評価活動を行う。その評価結果を学校がどのように受け止め、どのような改善策を打ち出していくのかを明確にし、そのことを公表しながら学校としてのアカウンタビリティを果たしていく。

小中連携教育

小学校から中学校への接続の問題にこたえるために、小学校と中学校が教科指導や学校行事等の面で連携し継続して指導するもので、平成 12 年度より実施している。

特色ある学校づくりの推進等

習熟度別学習、小学校における教科担任制、小学校における英語学習、中学校における福祉教育等、学校選択制のもと、各学校が特色づくりを進めている。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

品川区大井地区の小中一貫校を予定する区立小学校、区立中学校各 1 校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

品川区

(2) 事業が行われる区域

品川区

(3) 事業の実施期間

認定日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

小中一貫校として、4 年・3 年・2 年のまとまりに配慮した 9 年間一貫の教育課程

小中一貫校としての施設改築

なお、今後各地区に小中一貫校を開設していくにあたっては、「当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」を追加する内容の変更申請を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

取組の期間等

認定日以降、大井地区における実施校が決定次第教育課程の研究開発を始め、平成 16 年度より初年度の教育課程を実践し、平成 19 年度に大井地区小中一貫校の開設を経て、9 年間に亘る一貫校としての実践と検証を踏まえ、平成 25 年度に見直しを行う。

必要となる教育課程の特例

小中一貫校の教育課程編成上の特長としては、小学校と中学校の9年間を、児童・生徒の実態や発達の視点等から、4年・3年・2年のまとまりとして捉え、柔軟な教育課程の編成を行うこととしている。

1～4年生は、学級担任による指導を中心に、一部、習熟度別学習を導入しながら、基礎基本の徹底を十分に図る。5～9年生は、教科担任制を導入し、選択学習としての「ステップアップ学習」を取り入れるなど、児童・生徒の個性や能力を伸ばす学習を重視する。また、社会生活を送る上で必要な規範意識や倫理観など、時代を超えても変わらない価値や、主体的に行動できる力を育て、自己を生かす能力と社会性を身に付けるための新たな学習として「市民科」を設ける。

したがって、1～4年生は現行の標準授業時数を35時間（1年生は34）上回るよう設定し、特に、国語科、算数科の学習を充実させる。

また、5～9年生は現行の標準授業時数を70時間上回るように設定し、道徳、特別活動に代わる市民科や個性や能力を伸ばすステップアップ学習を設け、一貫校の教育課程の特色を出していく。

教育課程の特例が必要になるのは、次の内容である。

現行の学習指導要領にはなく、新たに加える部分

- 1～9年生（小1～中3）の「市民科」
- 5～9年生（小5～中3）のステップアップ学習
- 1～6年生（小1～小6）の英語活動

現行の学習指導要領から削除する部分

- 1～9年生（小1～中3）の道徳、特別活動
- 3～9年生（小5～中3）の総合的な学習の時間
- 7～9年生（中1～中3）の選択教科

現行の学習指導要領の内容を学年間で移動する部分

- 1～9年生の各教科

〔特例が必要となる理由〕

1～9年生（小1～中3）の「市民科」について

昨今の中学生による犯罪、あるいは、いじめ、学級不適応現象の増大、「公」への関心や公共の精神、モラルの低下といった今日の社会状況の一因として、これまでの教育における「社会化の失敗」が挙げられる。これは、これまでの学校教育が、

小学校から大学まで知識教育が中心であり、礼節の心得とか人間の器量の充実といった人格教育や社会性（力）、自らの生き方を拓く力などの真の教養を身に付ける教育が十分でなかったためであると考ええる。こうした教育内容について、各学年ごとに児童・生徒に身に付けさせる知識や力を明確にした学習は、現行の道徳や特別活動、総合的な学習の時間のねらいとは異なるものである。

また、自己の知識や情報に基づいて正しく判断・選択・決定する力を身に付け、自己の意思で進路選択や将来設計を行う資質・能力を育てる経済体験活動も区独自のプログラムとして市民科に位置付けていきたい。

このような考えに立ち、本区では、実学主義、実用主義の立場で、学んだ知識や技能が自らの生活と有機的に結びつくよう、以下のような教育を実践したい。

- ・「人格の基盤となる知識」を明らかにした上での人間として生きるための知識や知恵をも身に付ける体系的な指導。（論語や伝記など、独自の教材を教科書として整備し、活用する）
- ・思考や行動の規範となる行動様式などを身に付けるための訓練
- ・社会性や人間関係を築くためのスキル（話し合い技能やカウンセリング技能など）を学ぶ系統的な指導
- ・社会の仕組みや職業に関する関心、知識を身に付けるとともに、それぞれの児童・生徒が興味・関心をもつ職業について追究しながら自己を生かす実践的な能力を身に付ける指導（経済体験活動「ステューデント・シティ」など）

上記のような指導を通して、社会生活を営む上で必要な社会規範や倫理観、市民として必要な社会力、自己を生かす実践的な能力、社会生活に生かせるスキルなど、人格の基礎となる教養や人生観、職業観を9年間一貫して身に付けることを目指し、従来の道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間の内容を融合・発展させた新しい学習の枠組みとして「市民科」を創設する。

5～9年生（小5～中3）の「ステップアップ学習」について

児童・生徒一人一人の個性・能力を伸ばすことに重点をおく5年生以上では、基礎・基本を徹底して身に付けるとともに、個々の興味・関心に応じ、特定分野の優れた能力や学ぼうとする力を伸ばしていくことを目的として「ステップアップ学習」を設ける。

ここでは、異学年による学習集団編成、習熟度別学習や課題選択別学習、課題設定型学習などの多様な学習形態の他、9年生においては上級学校の学習内容も視野に入れた発展的な学習を取り入れ、児童・生徒が幅広く教科を選択して学べるようにする。

小中一貫校では、児童生徒の実態や発達の視点から５年生から徐々にそれぞれの個性や能力を伸ばす教育内容を取り入れていきたいが、現行の学習指導要領では５、６年生で教科を選択して学ぶことはできない。そのために、５年生以上の学年で新たに「ステップアップ学習」を設け、学年が進むにつれて教科を選択して学ぶ時数を増やしていくようにした。

なお、ステップアップ学習については、次のような３種類を用意し、は５年生から、は８年生と９年生、は９年生のみで実施し、課題選択、課題設定型の学習など、通常の教科学習とは異なる視点で学習を進めていく。

ステップアップ・・・基礎・基本の内容で習熟度別学習や課題提示型の作業的・体験的な学習を行う。

ステップアップ・・・基礎・基本の内容に発展的な内容を加え、問題解決的な学習や課題選択型の学習を行う。

ステップアップ・・・上級学校の内容を扱う場合もある発展的な学習で、自学自習の問題解決的な学習や生徒による課題設定型の学習を行う。

５年生以上で実施するステップアップについては、教科の選択幅が広いこと、各教科の中に複数のグループを設けること、複数の学習計画をつくることなどの対策を講じて学ぶ内容が重複しないようにする。

１～９年生（小１～中３）の英語活動について

異質と異質の文化を受け入れ、聞く・話すなどの実践的コミュニケーション能力を身に付けることをねらいとした学習として、７年生以降の英語科につながる「英語活動」を１～６年生に創設する。

特に、５年生からは、場面に応じた会話や短いスピーチができるようにすることをねらいとした英会話の時間となり、総合的な学習の時間の外国語に慣れ親しませるといった学習指導要領の内容をこえた活動になる。

また、育てたい資質・能力だけでなく、各学年ごとの学ぶ内容を明確にした本区独自の「英語科」の学習指導要領を作成して教育課程の中に位置付けるため、現行の学習指導要領のねらいとは異なる学習になる。なお、１年生から英語活動としての評価も取り入れながら実施していきたい。

１～９年生（小１～中３）の各教科について

９年間を継続して児童・生徒の学力を伸ばすために、以下の視点で学年枠を越えた単元配列を工夫する。

- ・「知識・技能」における内容の確実な定着と向上を図るため、上下の学年の内容を含めて、単元の重点化や融合、繰り返し、順序変更、新しい単元の追加などを工夫する。（特に、国語、算数・数学）
- ・特定の資質・能力を継続的に伸ばすため、教科内の領域の重点化や領域の再編成を行う。

〔現行の教育課程から削除した部分について〕

- ・道徳の時間、特別活動については、現行の内容では十分に育てられなかった実践的な教養（知識と人格）を身に付ける学習としての「市民科」に生まれ変わるということであり、その趣旨を踏まえながら現実の児童・生徒に必要な学習に転換していく。
- ・総合的な学習の時間については、一市民としての資質や能力を育てる学習として「市民科」の中で様々な体験活動を行い、総合的な学習の時間のねらいに関わることも十分追究していけると考える。
- ・中学校の選択教科については、多用な学習形態を取り入れ、個々の興味・関心に応じた学習、あるいは個性や能力を最大限に伸ばすステップアップ学習を導入することで補充・発展的な学習としての趣旨は達成できると考える。

計画初年度の教育課程の内容等

「子ども一人一人に適した学び方で学力を伸ばすこと」「自らの生き方を主体的に拓くための知識や知恵を身に付けること」を柱とし、基礎基本の徹底に重点をおく１～４年生と個性・能力の伸長に重点をおく５～９年生（小５～中３）の大きく二つのまとまりで編成する。さらに、８・９年生（中２・中３）は、学習の自立化を特徴として教科、内容の選択を増やした編成にする。

そのため、１～４年生は読み・書き・計算の徹底を図り、３・４年生の国語、算数の授業時数は標準授業時数を超えて設定する。また、３年生からは基礎・基本の徹底を図ることを目的とした習熟度別学習を導入する。

５年生以降は、教科担任制を導入し、基礎・基本の定着とともに個性・能力を最大限に伸ばす学習として国語、算数・数学、英語における習熟度別学習や異学年で学ぶステップアップ学習など、多様な学習集団による教育活動を展開する。

また、現行の道徳の時間と特別活動の内容を見直し、自らの生きる道筋を発見するための教養と社会性の獲得を目指した学習として再構築した「市民科」を１～９年生（小１～中３）まで一貫して実施する。

さらに、実践的コミュニケーション能力の育成をねらいとし、７年生（中１）の

英語科につながる学習としての英語活動を１・２年生で２０時間、３～６年生で３５時間実施し、ＡＬＴを活用した授業を中心に展開する。

なお、「市民科」、ステップアップ学習への段階的移行のため、３・４年生に総合的な学習の時間を３５時間、７、８、９年生（中１、中２、中３）に選択教科をそれぞれ３０、３５、７０時間を残すこととする。

初年度の教育課程のうち、

現行の学習指導要領にはない部分

- １～９年生（小１～中３）の「市民科」
- ５～９年生（小５～中３）のステップアップ学習
- １～６年生の英語活動

現行の学習指導要領から削除した部分

- １～９年生（小１～中３）の道徳、特別活動
- ５～９年生（小５～中３）の総合的な学習の時間
- ８～９年生（中２～中３）の選択教科の一部

特区による小中一貫校の計画初年度（平成 16 年度）の教育課程表

学 年	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育	道 徳	特 別 活 動	総合的な学習の時間	市民科	英語活動	ステップアップ学習	総授業時間
第 1 学年	272		114		102	68	68		90				68	20		802
第 2 学年	280		155		105	70	70		90				70	20		860
第 3 学年	265	70	190	70		60	60		90			35	70	35		945
第 4 学年	265	85	190	90		60	60		90			35	70	35		980
第 5 学年	180	90	155	95		50	50	60	90				105	35	70	980
第 6 学年	175	100	155	95		50	50	55	90				105	35	70	980
計	1437	345	959	350	207	358	358	115	540	0	0	70	488	180	140	5547

学 年	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健 体育	技術 家庭	外国 語	道 徳	特 別 活 動	選 択 教 科	総合的な学習の時間	市民科	ステップアップ学習	総授業時間
第 7 学年 （ 中 1 ）	140	105	105	105	45	45	90	70	105			30		70	70	980
第 8 学年 （ 中 2 ）	105	105	105	105	35	35	90	70	105			35		85	105	980
第 9 学年 （ 中 3 ）	105	85	105	80	35	35	90	35	105			70		95	140	980
計	350	295	315	290	115	115	270	175	315	0	0	135	0	250	315	2940